

講座

星と風のカフェ 5月の催し

日①細胞のなかの小宇宙へようこそ～命のみなもと DNAをとりまく分子のコミュニケーション＝6日、②細江賢治の写真世界を覗く。プラチナプリントの魅力も伺いましょう＝13日、③ガリレオの世紀・大航海時代、海を渡ったペルシア陶器17世紀中国・日本・イランの陶磁器貿易＝20日、④宇宙の大爆発、ガンマ線バーストから視えてくる最新宇宙の謎＝27日、いずれも木曜日午後7時～8時30分(6時30分開場)
¥いずれも1,500円(飲み物、お土産付き)
申当日会場へ
問同店☎44-2255(火～土曜日午前11時30分～午後7時)

野菜作りと園芸の講習会

日①夏野菜苗物管理(トマト・キュウリ・ナス)＝5月8日(土)、②農業公園春のコンテナガーデン植え替え体験・観葉植物管理＝5月15日(土)。いずれも午後1時30分から(雨天の場合は翌日に順延)
所三鷹市農業公園
物①は農作業のできる服装(長靴など)
申当日会場へ
問JA東京むさし三鷹緑化センター☎48-7482

中近東文化センター附属三笠宮記念図書館春の特別講演会「世界遺産アンコール・ワットの謎に挑戦」

人150人
日5月15日(土)午後2時～3時30分(1時開場)
所同センター大講堂
¥1,000円
申問同センター☎32-7111・FAX31-9453へ(先着制)

自転車安全講習会

受講者には、自転車安全運転証の交付と、来年度の三鷹駅南口周辺登録駐輪場の登録優先権の特典があります。
日市、三鷹警察署、自転車商協同組合三鷹支部
日5月16日(日)、6月12日(土)のいずれも午前10時～11時15分
所三鷹産業プラザ
物身分証明書・自転車安全運転証に顔写真を入れたい方は縦3×横2.5cmの写真
申当日会場へ
問道路交通課☎内線2885

「してはいけない施工」講習会(市後継者育成事業)

人各30人
日①火曜日コース(大工、現場監督を中心)＝5月18日～6月22日の毎週火曜日、②専門業種追加講習会(サッシ、防水、左官、タイル、畳、内装、塗装、サイディング工)＝6月9・16日の水曜日、いずれ

も午後6時～9時30分(①全6回、②全2回)
所消費者活動センター
申日5月10日(月)午前10時から直接または電話で建設ユニオン多摩東支部☎46-2120へ

薬膳料理教室

日井の頭地区住民協議会
人市民20人
日5月27日(木)午前10時15分～午後0時30分
所井の頭コミュニティセンター新館
¥500円
物三角巾、エプロン、スリッパ、ふきん、筆記用具
申5月11日(火)～26日(木)に参加費を添えて同センター本館へ(先着制)
問同センター☎44-7321

中高年セミナー「これからの生き方を考える」

人おおむね55歳以上の方18人(わくわくサポート三鷹への登録が必要です)
日5月20日(木)午後1時30分～4時
所市民協働センター
物雇用保険受給者は「雇用保険受給資格者証」
申問必要事項(7面参照)をわくわくサポート三鷹☎45-8645・FAX45-8646・✉wakuwaku@mitaka.ne.jpへ

三鷹市シルバー人材センター 覚えて役立つパソコン教室

◆エクセルで住所録を作ろう
OSはWindows XP、Vistaのどちらでも可。
人8人
日5月24・31日の月曜日午後3時30分～5時30分(全2回)
¥3,500円(教材代を含む)
◆ワード初級(Vista)
人4人
日5月21日～6月11日の毎週金曜日午後3時30分～5時30分(全4回)
¥7,000円(教材代を含む)
◆ゆうゆう教室
OSはWindows XP、Vistaのいずれかを指定。

人マウス操作、文字入力ができる方、若干名
日6・7・9月の①月曜日午前10時～正午、②水曜日午前10時～正午、③金曜日午前10時～正午、④金曜日午後1時～3時(いずれも月4回)
¥月額5,000円(3カ月分前納、別途教材代がかかります)
所いずれも同センター
申5月14日(金)(必着)までに往復はがきにコース名、必要事項(7面参照)を記入し「〒181-0004新川6-35-16三鷹市シルバー人材センター『パソコン教室』」へ(申込多数の場合は抽選。最少催行人数2人)
問同センター☎48-6721

古着Tシャツでルームシューズ作り

日三鷹市消費者活動センター運営協議会

人20人
日5月24日(月)午前10時～午後3時
所消費者活動センター
物男性用Tシャツ2枚(女性用の場合は3枚)、カギ針、布用はさみ、物差し、筆記用具、昼食
申日5月7日(金)午前10時から同協議会☎41-0510へ(先着制)

募集

三鷹市シルバー人材センターの会員

入会希望者への事業紹介と説明。
人市内在住のおおむね60歳以上で健康で働く意欲をお持ちの方
日5月11・25日の火曜日午前9時～11時
所同センター
申問同センター☎48-6721・HPhttp://www1.parkcity.ne.jp/mitakasc/sc_kaiinnaru.htmlへ

「チャレンジショップ」出店者

1日単位で商品販売やミニ教室などに使用できる貸しスペースです。
所三鷹産業プラザ1階
¥8.25㎡(2.5×3.3m)で1日3,000円(税込)
申問(株)まちづくり三鷹☎40-9669へ

「我が家のエコアイデア」を教えてください

「みたか環境フェスタ2010」(6月26日(土)に開催)で発表するほか、市の出版物などに掲載します。
日6月26日(土)までにエコアイデア(図や写真の貼付可)、氏名(ペンネーム可)をA5サイズまたは所定の用紙に記入し、持参・郵送・Eメールで「〒181-8555環境対策課」・✉kankyo@city.mitaka.tokyo.jpへ ※所定の用紙は市のホームページHPhttp://www.city.mitaka.tokyo.jp/からダウンロードできます。

問同課☎内線2523

すくすくひろばフリーマーケット 出店者

出店物は子育てに関する物(食品やゲームは不可)。
人就学前のお子さんを持つ3人以上のグループ10店舗(応募者が少ない場合は1人での申込も受け付けます)
日6月27日(日)午前9時30分～午後0時30分
所同ひろば
日5月22日(土)(消印有効)までに往復はがきに全員の住所・氏名・電話番号・お子さんの年齢・販売予定品を記入し「〒181-0013下連雀4-19-6すくすくひろば」へ(申込多数の場合は抽選)
※5月31日(月)午前10時30分～正午のミーティングに、グループから1人出席してください。
問同ひろば☎45-7710

都営住宅の入居者(東京都全体)

◆募集戸数 ①家族・単身者向け(一般募集住宅)1,500戸、②定期使用住宅(若年ファミリー向け)620戸、③定期使用住宅(多子世帯向け)30戸、④若年ファミリー向け25戸。
◆申込書・募集案内の配布 5月6日(木)～14日(金)の平日に、まちづくり推進課(市役所5階)、市政窓口、都庁、東京都住宅供給公社募集センター・各窓口センターで配布。期間中は同公社ホームページHPhttp://www.to-kousya.or.jp/からもダウンロードできます。
日5月18日(火)(必着)までに申込書を郵送で渋谷郵便局へ
問同公社募集センター☎0570-010810(募集期間外は☎03-3498-8894)

相談

しごとの相談窓口

就職、キャリア設計、年金の相談や内職の相談・登録など。
日5月10日(月)午前10時～午後0時30分
所三鷹産業プラザ
物雇用保険受給者は「雇用保険受給資格者証」
申当日会場へ
問生活経済課☎内線2542

審議会・市民会議など

第1回三鷹市まちづくり推進委員会の傍聴

議題はまち歩き・ワークショップ基本方針(案)など。
人10人
日5月17日(月)午後5時から
所三鷹市議会全員協議会室(市役所3階)
申当日会場へ(先着制)
問まちづくり推進課☎内線2863

第1回三鷹市都市計画審議会の傍聴

報告事項は、まち歩き・ワークショップ基本方針(案)、市民センター周辺地区整備基本プランについて。
人15人
日5月19日(水)午後2時から
所三鷹市議会全員協議会室(市役所3階)
日5月11日(火)(必着)までにはがき、Eメールに必要事項(7面参照)を記入し、〒181-8555まちづくり推進課」・✉machidukuri@city.mitaka.tokyo.jpへ(申込多数の場合は抽選)
問同課☎内線2811

※市からの「お知らせ」は7面からご覧ください。

消費者相談窓口から 消費者相談窓口☎47-9042 259 新聞の契約に関するトラブル

相談
新聞販売店から「来月から新聞配達開始します」とのはがきが届きましたが、申し込みをした覚えがありません。販売店に電話し「お断りします」と伝えましたが、聞いてもらえず翌月から朝夕刊の配達が始まりました。ポストに「○○新聞配達お断り」の張り紙をしましたがやみません。どうすればよいでしょうか。(75歳 女性)

処理
相談者に新聞名・販売店名などの聞き取りを行い、契約するつもりのないことをはがきで販売店に送るよう助言しました。相談室から販売店に電話してみると、店主は「2年前に玄関先で相談者に契約書を書いてもらい、洗剤とビール券を渡した」と言い、契約書の控えがあるといいます。後日、相談者宅に販売店主が出向き、同居の息子夫婦も同席し契約書を確認したところ、確かに契約は今月から開始で、相談者の筆跡と印鑑と分かりました。また、相談者宅で使用中の洗剤は販売店の特注品とのことで、相談者は新聞購読を約束の期間まで継続することになりました。

アドバイス
新聞の購読も、契約は契約です。原則中途解約はできません。本当に必要かよく考え、長期にわたる契約や数年先の契約などは避けましょう。契約してから時間が経つと簡単には解約できません。勧誘員が豪華な景品や無料配達をちらつかせることがあります、目先の景品に惑わされないでください。販売店から購読契約について確認の電話やはがきが届くことがあります。おかしいと思ったらすぐに販売店に確かめましょう。また、契約書を交わさず購読期間を定めない契約にすると、いつでも解約できます。困った時は、まず消費者相談室にお電話でご相談ください。